一般不妊治療助成制度について

一般不妊治療を受けている方に、治療に要した費用の一部を助成しています。

対象となる治療

- ・医療保険の適用される不妊治療
- ・体外受精及び顕微授精などの生殖補助医療を除く人工授精等の治療
- ・診断のための検査や治療効果を確認するための検査等、治療の一環として行われる検査

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①治療及び申請日において、婚姻が確認できる法律上の夫婦とも、または一方が市内に住所がある
- ②医療保険に加入している
- ③産婦人科または泌尿器科、皮膚泌尿器科で一般不妊治療を受けている

助成額

一般不妊治療に要した本人負担額の2分の1以内で、1年度(3月診療分から翌年2月診療分までの1年間)あたり50,000円を上限とします。

助成期間

継続して2年間とし、愛知県内の他市町村で一般不妊治療に対する助成を受けていた場合は、その助成期間もこれに含みます。ただし、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合は、当該中断月数について、助成期間を延長します。また、この制度を利用して妊娠・出産し、さらに次のお子さんを希望され、一般不妊治療を受ける場合は、新たに2年間の助成が受けられます。

必要書類

- ①あま市一般不奸治療費助成事業申請書
- ②あま市一般不妊治療費助成事業に関する同意書
- ③あま市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関での証明が必要)
- ④該当する治療費の領収書、明細書(原本)
- ⑤あま市一般不妊治療費助成請求書(振込先の分かるもの) ⑥夫婦2人分の健康保険証
- ⑦戸籍謄本 ⑧所得・課税証明書(非課税証明書) ⑨世帯全員の住民票
- なお、⑦⑧⑨の書類については、申請者の同意を得て、市で確認できる方は省略できます。
- ※申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

申請時期

令和4年3月から令和5年2月までの診療分については、3月17日(金)までに申請してください。 問合先 甚目寺保健センター ☎443・0005 七宝保健センター ☎441・5665 美和保健センター ☎443・3838

令和元年度から3年間実施しましたが、検査を受ける方が少なかったため期間が延長されています。令和4年3月までに抗体検査を受けていない市内に住所のある方に「風しんにおける抗体検査券および予防接種クーポン券」を令和4年4月に再度送付しています。

クーポンの有効期限は令和7年2月28日となります。まだ受けられていない方は、有効期限内に 抗体検査、予防接種を受けましょう。

※抗体検査、及び予防接種は、勤務先の健康診断時や本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。

※クーポン券をなくされた方は再発行が必要です。最寄りの保健センターへお問い合わせください。

問合先 甚目寺保健センター ☎443·0005 FAX443·5461

七宝保健センター **2**441·5665 FAX449·1037

美和保健センター **☎**443·3838 FAX443·3839